

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）新旧対照表

改正案	現 行						
<p style="text-align: center;"><b>金沢市教育プラザ条例</b></p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 本市は、地域の子どもの育成に関する活動を支援し、子育てに関する総合的な相談及び支援のための機能を充実し、並びに学校教育及び保育に携わる職員の資質の向上を図ることにより、教育と福祉とが連携して子どもの健全な育成を推進するため、教育プラザを設置する。</p> <p>（名称、位置等）</p> <p>第2条 教育プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>金沢市教育プラザ富樫</b></td> <td style="text-align: center;"><b>金沢市富樫3丁目10番1号</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>金沢市教育プラザ此花</b></td> <td style="text-align: center;"><b>金沢市此花町2番7号</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <b>教育プラザ</b>に、主な施設として次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 地域教育センター</p> <p>(2) こども総合相談センター</p> <p>(3) 研修相談センター</p> <p><b>「削る。」</b></p> <p>（児童相談所の設置等）</p> <p>第2条の2 <b>金沢市教育プラザ富樫に置く</b>こども総合相談センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき児童相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	<b>金沢市教育プラザ富樫</b>	<b>金沢市富樫3丁目10番1号</b>	<b>金沢市教育プラザ此花</b>	<b>金沢市此花町2番7号</b>	<p style="text-align: center;"><b>金沢市教育プラザ富樫条例</b></p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 本市は、地域の子どもの育成に関する活動を支援し、子育てに関する総合的な相談及び支援のための機能を充実し、並びに学校教育及び保育に携わる職員の資質の向上を図ることにより、教育と福祉とが連携して子どもの健全な育成を推進するため、教育プラザを設置する。</p> <p>（名称、位置等）</p> <p>第2条 教育プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 名称 金沢市教育プラザ富樫</b></p> <p><b>(2) 位置 金沢市富樫3丁目10番1号</b></p> <p>2 <b>金沢市教育プラザ富樫（以下「教育プラザ」という。）</b>に、主な施設として次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 地域教育センター</p> <p>(2) こども総合相談センター</p> <p>(3) 研修相談センター</p> <p><b>3 研修相談センターに、分館として相談センター此花を置き、その位置は、金沢市此花町2番7号とする。</b></p> <p>（児童相談所の設置等）</p> <p>第2条の2 こども総合相談センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき児童相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p>
名称	位置						
<b>金沢市教育プラザ富樫</b>	<b>金沢市富樫3丁目10番1号</b>						
<b>金沢市教育プラザ此花</b>	<b>金沢市此花町2番7号</b>						

- (1) 名称 金沢市児童相談所
  - (2) 位置 金沢市富樫3丁目10番1号
  - (3) 所管区域 金沢市の区域
- (事業)

第3条 教育プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの健全な育成を図るための事業の推進に関する事
- (2) 教育相談及び保育相談に関する事
- (3) 児童相談に関する事
- (4) 教職員及び保育職員の研修に関する事
- (5) 教職員及び保育職員の資質の向上に関する指導、助言及び支援に関する事
- (6) 学校教育及び社会教育並びに保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事
- (7) 教育資料及び学習用教材の収集及び貸出しに関する事
- (8) 少年の補導に関する事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事

(職員)

第4条 教育プラザに、必要な職員を置く。

(事業以外の施設使用)

第5条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育プラザの事業に支障がない限りにおいて、地域教育センターの体育館（以下「体育館」という。）を当該事業の実施に係る者以外の者に使用させることができる。

2 前項の規定により体育館を使用させることができる時間（以下「使用時間」という。）は、午後6時から午後9時までとする。ただし、教育委員会

- (1) 名称 金沢市児童相談所
  - (2) 位置 金沢市富樫3丁目10番1号
  - (3) 所管区域 金沢市の区域
- (事業)

第3条 教育プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの健全な育成を図るための事業の推進に関する事
- (2) 教育相談及び保育相談に関する事
- (3) 児童相談に関する事
- (4) 教職員及び保育職員の研修に関する事
- (5) 教職員及び保育職員の資質の向上に関する指導、助言及び支援に関する事
- (6) 学校教育及び社会教育並びに保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事
- (7) 教育資料及び学習用教材の収集及び貸出しに関する事
- (8) 少年の補導に関する事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事

(職員)

第4条 教育プラザに、必要な職員を置く。

(事業以外の施設使用)

第5条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育プラザの事業に支障がない限りにおいて、地域教育センターの体育館（以下「体育館」という。）を当該事業の実施に係る者以外の者に使用させることができる。

2 前項の規定により体育館を使用させることができる時間（以下「使用時間」という。）は、午後6時から午後9時までとする。ただし、教育委員会

は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第6条 前条の規定により体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

（使用の承認の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

（使用の承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める体育館の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、団体使用の場合にあっては使用の承認の際に、個人使用の場合にあっては使用の際に納付しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第6条 前条の規定により体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

（使用の承認の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

（使用の承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める体育館の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、団体使用の場合にあっては使用の承認の際に、個人使用の場合にあっては使用の際に納付しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第12条 使用者は、体育館の使用により建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成15年規則第63号で、平成15年7月13日（第5条から第12条まで及び別表の規定は同年9月1日）から施行〕
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 金沢市教育研究センター設置条例（昭和48年条例第3号）
  - (2) 金沢市視聴覚センター設置条例（昭和56年条例第1号）
  - (3) 金沢市総合教育相談センター設置条例（平成11年条例第8号）

（使用料の減免）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第12条 使用者は、体育館の使用により建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成15年規則第63号で、平成15年7月13日（第5条から第12条まで及び別表の規定は同年9月1日）から施行〕
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 金沢市教育研究センター設置条例（昭和48年条例第3号）
  - (2) 金沢市視聴覚センター設置条例（昭和56年条例第1号）
  - (3) 金沢市総合教育相談センター設置条例（平成11年条例第8号）

別表（第9条関係）

1 基本使用料

区分	団体使用			個人使用		
	専用面	使用の単位	金額	使用の単位	金額	
					一般	高校生以下
金沢市教育プラザ富樫体育館	半面	1時間	630円	1回3時間	100円	50円
金沢市教育プラザ此花体育館	全面	1時間	630円			

2 高齢者の団体（65歳以上の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

3 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

4 第5条第2項ただし書の規定に基づき、使用時間外の時間に体育館を使用する場合の基本使用料は、次の表のとおりとする。

団体使用	個人使用
1時間につき、定められている金額の1.5倍に相当する額	1回につき、それぞれ定められている金額

別表（第9条関係）

1 基本使用料

団体使用			個人使用		
専用面	使用の単位	金額	使用の単位	金額	
				一般	高校生以下
半面	1時間	630円	1回3時間	100円	50円

2 高齢者の団体（65歳以上の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

3 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

4 第5条第2項ただし書の規定に基づき、使用時間外の時間に体育館を使用する場合の基本使用料は、次の表のとおりとする。

団体使用	個人使用
1時間につき、定められている金額の1.5倍に相当する額	1回につき、それぞれ定められている金額

- 5 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。

摘要

- 1 この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

- 5 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。

摘要

- 1 この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。